

報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

1 工事請負契約について

〔石垣市旧庁舎解体工事（R5-1）〕

（令和5年7月3日議決後、令和5年7月10日再議において議決）

2 契約の相手方 石垣市字平得353番地6

八建実業株式会社

代表取締役 山城 忠雄

3 専決処分の内容

契約金額中「161,887,000円」を「169,400,000円」に変更する。

令和6年5月23日

石垣市長 中山 義 隆

理 由

石垣市旧庁舎解体工事（R5-1）において、設計図書の一部変更に伴い契約金額の変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分する。